

# 佐野市成年後見制度利用促進基本計画

令和4(2022)年3月

佐野市



## はじめに

我が国では、高齢化の進展に伴い、高齢世帯の増加、核家族化、地域のつながりの希薄化など、社会状況が大きく変化しています。本市においても、総人口の減少が続く一方、高齢化率（65歳以上の人口比率）は30%を超えております。



そのような中、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより、日常生活に支障のある方を支えるため、成年後見制度が平成12（2000）年に導入されましたが、現在も十分に利用されておられません。成年後見制度は、本人の生活・医療・介護・福祉など身のまわりの事柄にも目を配りながら保護・支援をする重要な制度となっています。

本市では、成年後見制度の重要性を勘案し、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、佐野市の現状や課題に即した「佐野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画の基本理念は「住み慣れた地域で 安心して尊厳をもって暮らすことができるまちづくり」です。この理念の実現に向け、「制度の理解促進」、「成年後見制度の利用を必要とする人の支援」を目標とし、成年後見制度に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

本計画の促進を通して、誰もが社会での役割を持ち続け、「人とのつながり」を大切にしたい、誰一人として取り残さない社会の構築を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見ご提言をいただきました佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、そして貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4（2022）年3月

佐野市長 金子 裕



## ～ 目次 ～

第1章 計画策定の趣旨	
第1節 計画策定の意義	1
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画の期間	3
第2章 本市の状況と課題の整理	
第1節 成年後見制度の種類と利用状況	4
第2節 高齢者の状況と課題	8
第3節 障がい者の状況と課題	13
第3章 基本理念及び施策体系	
第1節 基本理念	15
第2節 基本目標	15
第3節 施策の体系	16
第4章 施策の内容	
第1節 制度の理解促進	19
第2節 成年後見制度の利用を必要とする人の支援	20
第5章 評価及び進行管理	22
資料編	
成年後見制度の利用の促進に関する法律	23
佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱	29
佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会設置要綱	31
佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会委員名簿	33
佐野市成年後見制度利用支援事業実施要綱	34
計画の策定経過	38
主な用語解説	39

### 本計画の用語表記について

本計画では、「害」という漢字は「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除いて、「障害」及び「障害者」を、それぞれ「障がい」、「障がい者」と表記しています。

## 第1章 計画策定の趣旨

### 第1節 計画策定の意義

#### ～計画策定の背景について～

成年後見制度は、平成12(2000)年の介護保険制度の創設と同時にスタートし、それまでの行政サービスが、介護保険制度の創設により、「措置」から「契約」へと変わりました。「契約」を結ぶには、内容を理解する判断能力が必要となり、判断能力の不十分な方には、本人の代わりに契約する人や、本人の不利益とならないよう支援する人が必要となることから、成年後見制度が創設されました。

成年後見制度は、他の社会福祉制度とともに、判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)」及び「成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)」を策定しました。

同法律では、市町村に対して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。また、社会全体では、「持続可能な開発目標(SDGs)(※1)」への取組が求められており、地域の福祉計画を推進する上で重要な視点となっております。

そこで、本市では、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、必要なことを自ら決めることが難しい状態になっても、安心して生活が送れるよう、地域包括支援センター(※2)、基幹相談支援センター(※3)などと連携し、成年後見制度の利用相談や後見等業務に関する支援を進めていますが、利用状況が低調となっていることから、成年後見制度の利用の促進を図る必要があります。

※1 目標「10. 人や国の不平等をなくそう」



※2 地域包括支援センターとは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のこと。

※3 基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする機関のこと。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定されました。

（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

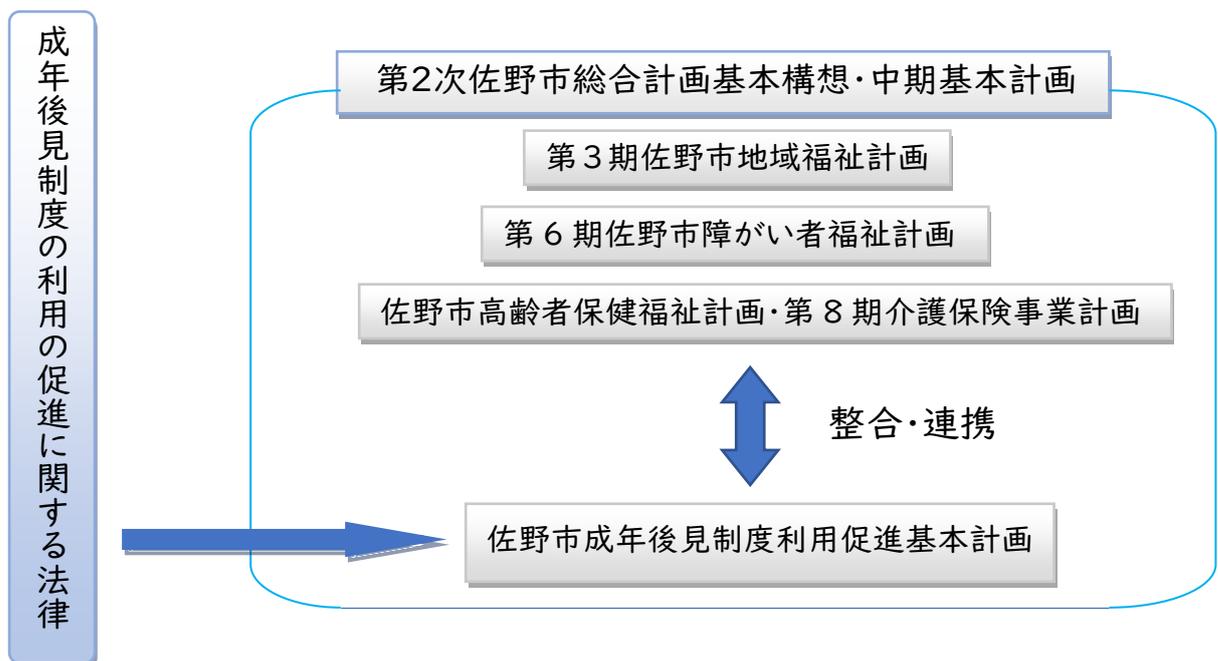
第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に規定する基本的な計画に位置付けるとともに、「第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画」を上位計画とし、「第3期佐野市地域福祉計画」、「第6期佐野市障がい者福祉計画」及び「佐野市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」と整合・連携する計画とします。



## 第3節 計画の期間

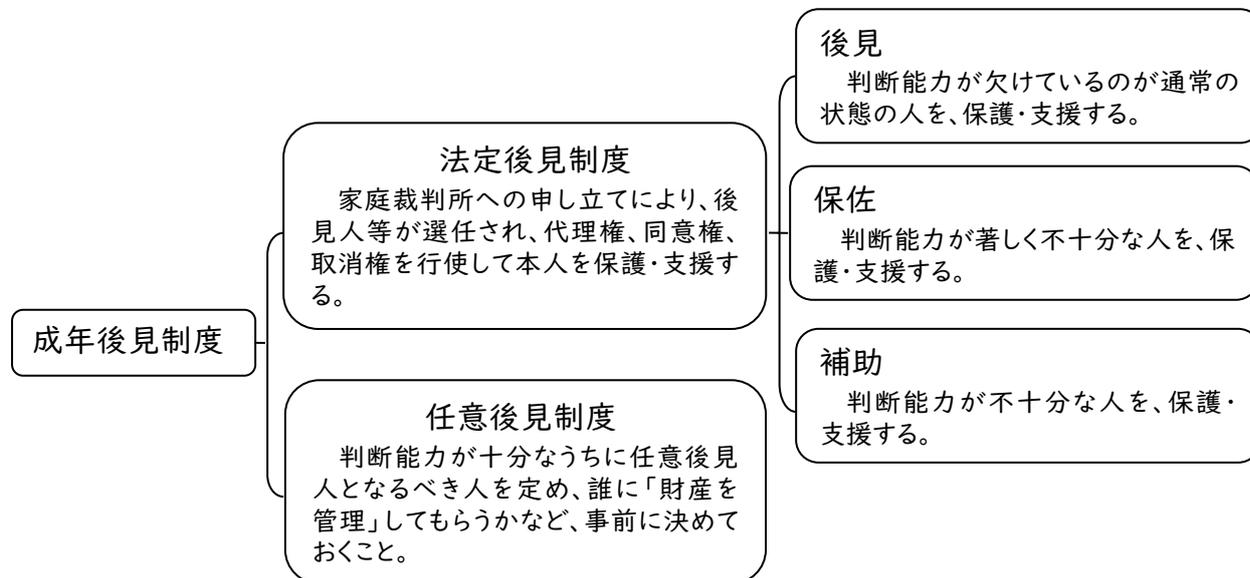
計画期間は、令和4(2022)年度から令和5(2023)年度までの2年間とし、国等の動向を踏まえ、関連性の高い第3期佐野市地域福祉計画(次期計画は令和6(2024)年度から)の期間に合わせて見直しを行います。

計画名	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
佐野市成年後見制度 利用促進基本計画	策定	←→		←	.....				→
第3期佐野市 地域福祉計画	第3期計画 (元年~5年)			第4期計画					
第2次佐野市 総合計画基本構想 ・中期基本計画	前期 (30年 ~3年)	中期				後期			

## 第2章 本市の状況と課題の整理

### 第1節 成年後見制度の種類と利用状況

#### ～成年後見制度の種類について～



#### ～成年後見制度の利用状況について～

##### ○成年後見制度の利用者数

(人)

法定後見			任意後見	合計
後見	保佐	補助		
136	13	5	0	154

資料：宇都宮家庭裁判所（令和3年5月31日現在）

本市に住所地（住民登録）がある方で、成年後見制度を利用している方は、令和3（2021）年5月31日現在で、「後見」136人、「保佐」13人、「補助」5人の合計154人となっており、「後見」が88.3%を占めています。

## ○年齢別申し立て件数

(件)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
平成29年(2017年)	1	2	1	1	1	3	6	5	5	25
平成30年(2018年)	0	0	0	1	0	0	2	2	3	8
令和元年(2019年)	0	0	1	0	1	0	1	2	2	7
令和2年(2020年)	0	1	1	2	1	1	3	4	0	13
合計	1	3	3	4	3	4	12	13	10	53

資料:宇都宮家庭裁判所(※)

※ 各年1月1日から12月31日までの集計

平成29(2017)年から令和2(2020)年までの申し立て合計の件数は53件となり、年齢は、「60歳代以上」の方が39件と、多くを占めています。

## ○開始原因別申し立て件数

(件)

	認知症	統合失調症	知的障害	高次脳機能障害	遷延性意識障害	その他	合計
平成29年(2017年)	16	5	3	0	0	1	25
平成30年(2018年)	4	1	0	2	0	1	8
令和元年(2019年)	5	0	2	0	0	0	7
令和2年(2020年)	8	0	3	0	0	2	13
合計	33	6	8	2	0	4	53

資料:宇都宮家庭裁判所

開始原因は、「認知症」33件、「知的障害」8件、「統合失調症」6件の順になっています。

### ○申立人と本人との関係別申し立て件数

(件)

	本人	配偶者	親	子	兄弟 姉妹	その 他親 族	法定 後見 人等	任意 後見 人等	検察官	市区 町村 長	合計
平成29年 (2017年)	3	2	1	10	0	5	0	0	0	4	25
平成30年 (2018年)	0	1	0	3	0	3	0	0	0	1	8
令和元年 (2019年)	0	1	2	1	1	0	0	0	0	2	7
令和2年 (2020年)	0	1	2	2	1	4	0	0	0	3	13
合計	3	5	5	16	2	12	0	0	0	10	53

資料：宇都宮家庭裁判所

申立人と本人との関係は、「子」16件、「その他親族」12件、「市区町村長」10件の順になっています。

### ○後見人等と本人との関係別件数

(件)

	親族	親族以外の内訳					合計
		弁護士	司法書士	社会福祉士	その他	小計	
平成29年 (2017年)	7	10	7	0	1	18	25
平成30年 (2018年)	4	2	1	1	0	4	8
令和元年 (2019年)	2	3	1	2	0	6	8
令和2年 (2020年)	3	3	2	2	3	10	13
合計	16	18	11	5	4	38	54(※)

資料：宇都宮家庭裁判所

※ 「後見人等と本人との関係別件数」の合計は、1件の申し立てで、複数の後見人等が選任される場合があり、「開始原因別申し立て件数」の合計や「申立人と本人との関係別申し立て件数」の合計と一致しません。

後見人等と本人との関係は、「親族」16件、「親族以外」38件となり、親族以外(内訳)では、「弁護士」18件、「司法書士」11件の順になっています。

## ○動機別申し立て件数

(件)

	預貯金等の管理・解約	保険金受領	不動産の処分	相続手続	訴訟手続等	介護保険契約	身上保護	その他	合計
平成29年(2017年)	20	1	6	4	3	1	2	3	40
平成30年(2018年)	6	0	0	4	1	1	0	1	13
令和元年(2019年)	5	1	2	2	0	1	3	0	14
令和2年(2020年)	7	2	1	1	0	3	4	4	22
合計	38	4	9	11	4	6	9	8	89(※)

資料:宇都宮家庭裁判所

※「動機別申し立て件数」の合計は、1件の申し立てで、複数の動機がある場合があり、「開始原因別申し立て件数」の合計や「申立人と本人との関係別申し立て件数」の合計と一致しません。

動機は、「預貯金等の管理・解約」38件、「相続手続」11件、「不動産の処分」及び「身上保護」それぞれ9件の順になっています。

## ○市長申し立て件数(※)

(件)

	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)
いきいき高齢課	0	0	3	3
障がい福祉課	0	0	0	1

資料:佐野市事務報告書

※本市の市長申し立て件数は、住所地特例措置(住所を移す前の市区町村長が申し立ての手続を行う)や集計期間が異なることから「申立人と本人との関係別申し立て件数」の項目の「市区町村長」の件数と一致しません。

本市の市長申し立て件数は、令和元(2019)年度に3件、令和2(2020)年度に4件になっています。

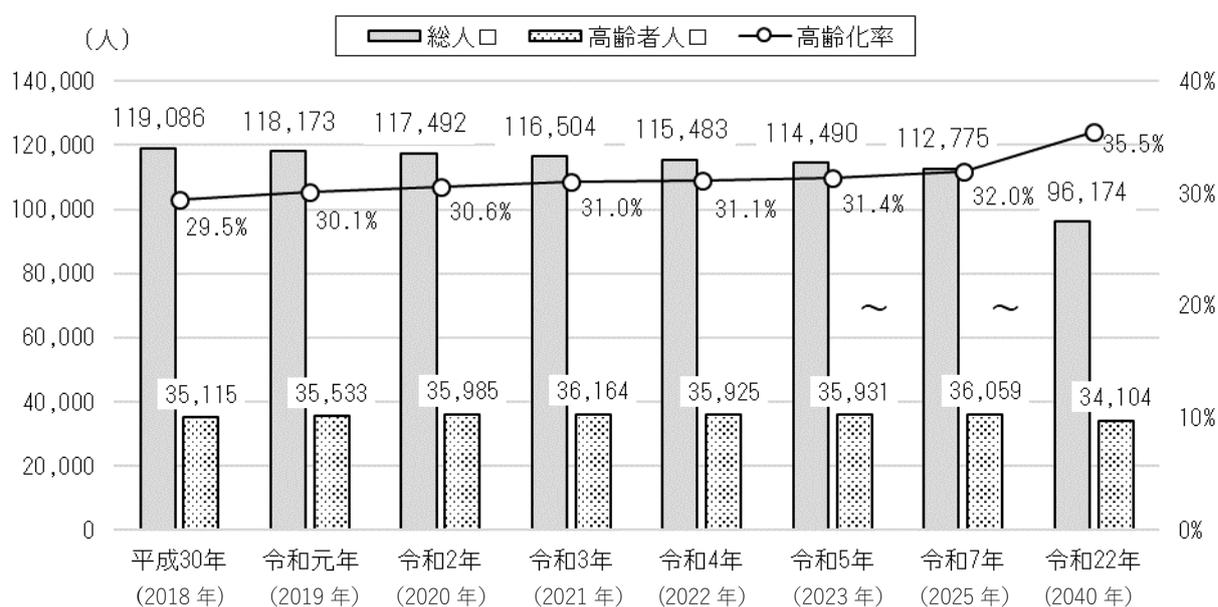
## 第2節 高齢者の状況と課題

### ～高齢者の状況について～

#### ○総人口と高齢化率の推移と推計

(人)

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
総人口	119,086	118,173	117,492	116,504	115,483	114,490	112,775	96,174
高齢者人口	35,115	35,533	35,985	36,164	35,925	35,931	36,059	34,104
(高齢化率)	29.5%	30.1%	30.6%	31.0%	31.1%	31.4%	32.0%	35.5%



(令和3(2021)年までは10月1日現在の数値、令和4(2022)年以降は推計人口)

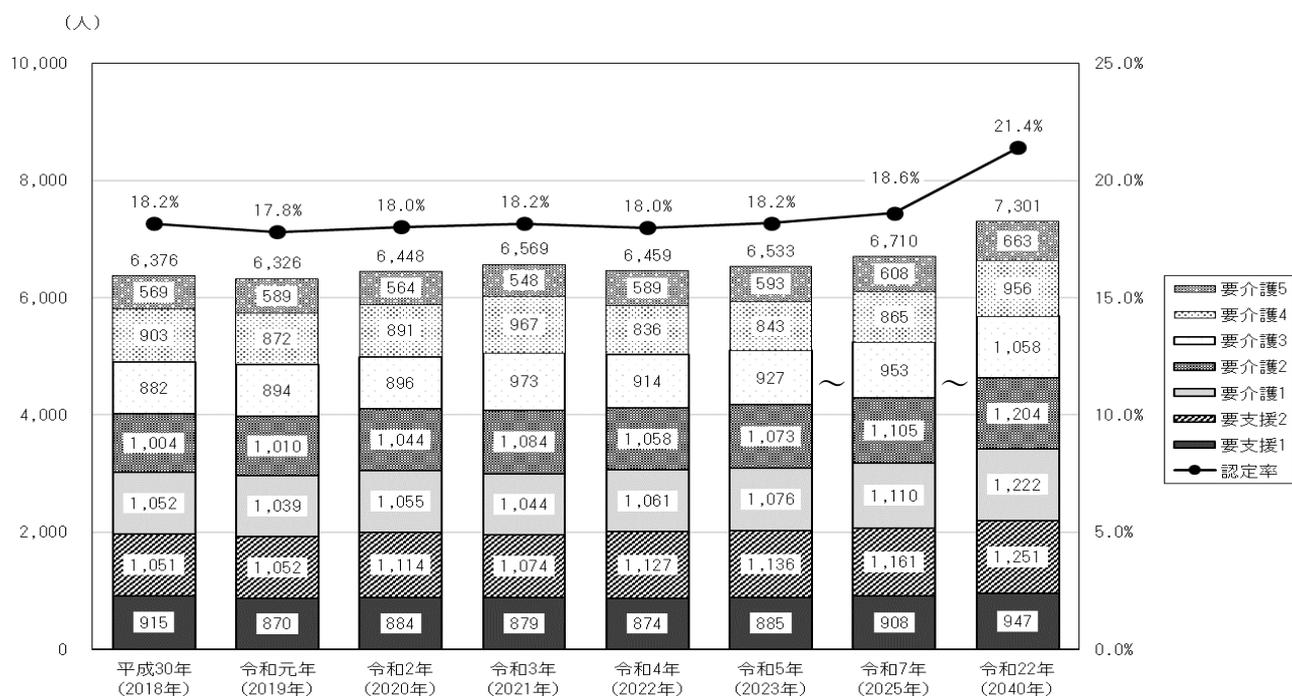
資料:佐野市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

本市の総人口は、緩やかな減少傾向にあり、令和3(2021)年10月1日現在116,504人となっています。一方で、高齢者人口(65歳以上の人口)は36,164人で、高齢化率は31.0%、令和5(2023)年には、高齢化率が31.4%と推計しています。

## ○要支援・要介護認定者数の推移と推計

(人)

区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
要支援1	915	870	884	879	874	885	908	947
要支援2	1,051	1,052	1,114	1,074	1,127	1,136	1,161	1,251
要介護1	1,052	1,039	1,055	1,044	1,061	1,076	1,110	1,222
要介護2	1,004	1,010	1,044	1,084	1,058	1,073	1,105	1,204
要介護3	882	894	896	973	914	927	953	1,058
要介護4	903	872	891	967	836	843	865	956
要介護5	569	589	564	548	589	593	608	663
計	6,376	6,326	6,448	6,569	6,459	6,533	6,710	7,301
認定率	18.2%	17.8%	18.0%	18.2%	18.0%	18.2%	18.6%	21.4%



(令和3(2021)年までは10月1日現在の数値、令和4(2022)年以降は推計人口)

資料:佐野市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

要支援・要介護認定者数は、令和3(2021)年10月1日現在6,569人、認定率は18.2%となっており、平成30(2018)年の6,376人と比較すると、193人増加しています。また、令和5(2023)年には、6,533人、認定率は18.2%と推計しています。

## ○高齢者世帯とひとり暮らし高齢者の推移

(世帯)

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
高齢者世帯(2人以上)	4,855	4,861	4,930
ひとり暮らしの高齢者世帯	5,049	5,106	5,017
合計	9,904	9,967	9,947

資料:佐野市高齢者実態調査

高齢者の増加に伴い、高齢者世帯も増加しています。一方で、令和2(2020)年度では、ひとり暮らしの高齢者世帯は減少しています。

## ○高齢者人口に対する認知症高齢者の出現率(全国)

	平成 24 年 (2012 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)
認知症有病率が 一定の場合	15.0%	15.7%	17.2%	19.0%
認知症有病率が 上昇する場合	15.0%	16.0%	18.0%	20.6%

資料:厚生労働省「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～  
(新オレンジプラン)」(概要)

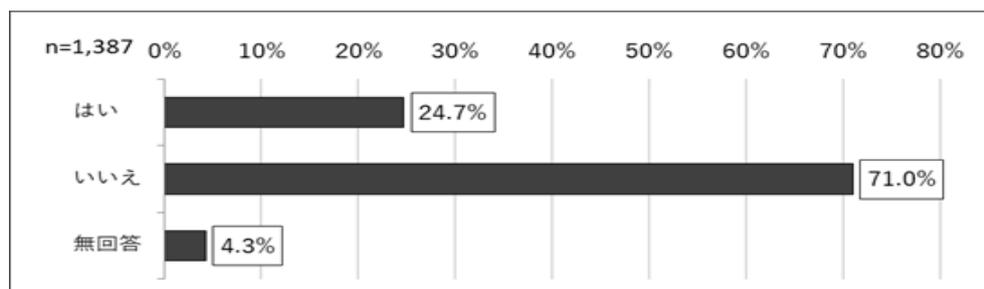
## ○上記の推計を本市に当てはめた場合の認知症高齢者数

(人)

	平成 24 年 (2012 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)
認知症有病率が 一定の場合	4,576	5,243	6,189	6,851
認知症有病率が 上昇する場合	4,576	5,343	6,477	7,428

認知症高齢者数は、平成27(2015)年には、全国で517万人～525万人と考えられ、令和7(2025)年には、675万人～730万人になると推計されています。この予測を本市に当てはめると、令和7(2025)年には、6,851人～7,428人になると推計されます。

## ○認知症に関する相談窓口の認知度

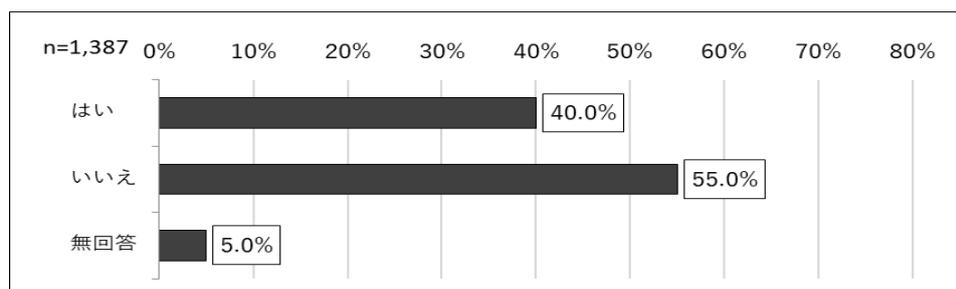


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(※)

※「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、市内在住の65歳以上で、要介護1～5以外の方を対象に、2,000人を抽出し、69.4%の回収率から得た調査結果。また、調査期間は令和2(2020)年1月10日から1月17日まで

認知症に関する相談窓口について、71.0%の方が「知らない」と回答しています。

## ○成年後見制度の認知度



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

成年後見制度(判断能力の不十分な認知症の方などを支援する制度)を「知っている」と回答した方は40.0%、「知らない」と回答した方は55.0%となっています。

## ○地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数

(件)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
権利擁護に関する相談	275	495	515	743
上記のうち成年後見制度 に関する相談	36	69	62	135

資料：地域包括支援センター業務実施状況報告

### 地域包括支援センターの一覧

名称	所在地
地域包括支援センター さの社協	佐野市大橋町3212番地27
地域包括支援センター 佐野市医師会	佐野市植上町1677番地
地域包括支援センター 佐野厚生	佐野市堀米町1728番地
地域包括支援センター 佐野市民病院	佐野市田沼町1832番地1
地域包括支援センター くずう	佐野市あくと町3084番地

地域包括支援センターにおける、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談件数は増えています。

### ～今後の課題について～

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、権利擁護に関する相談件数も増加傾向にある中で、「認知症に関する相談窓口」及び「成年後見制度」の認知度の低い状態にあることが課題です。

成年後見制度の理解を促進するため、市民に対し、相談窓口や制度に関して幅広く周知啓発を図る必要があります。

### 第3節 障がい者の状況と課題

#### ～障がい者の状況について～

#### ○療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

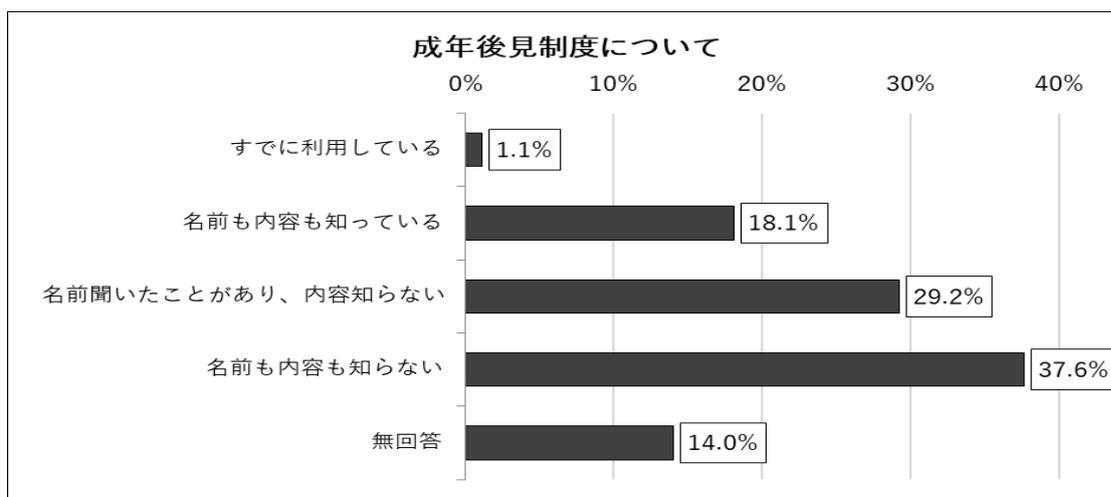
(人)

	平成29年度 (2017年度)	令和30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
療育手帳	1,028	1,031	1,069	1,099
精神障害者保健福祉手帳	931	1,017	1,038	1,087
計	1,959	2,048	2,107	2,186

資料:栃木県提供資料

令和2(2020)年度末現在、本市における療育手帳所持者数は1,099人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,087人で、いずれも年々増加傾向にあります。

#### ○成年後見制度の認知度



資料:第6期佐野市障がい者福祉計画等策定のための実態調査(※)

※「第6期佐野市障がい者福祉計画等策定のための実態調査」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定医療費(特定難病)受給者証及び児童福祉サービス受給者証の交付を受けた方の中から、身体障がい500人・知的障がい150人・精神障がい150人・難病患者110人・児童サービス90人の合計1,000人を無作為抽出し、63.4%の回収率から得た調査結果。また、調査期間は令和2(2020)年1月7日から1月31日まで

成年後見制度を「すでに利用している」又は「名前も内容も知っている」と回答した方の割合は約20%となっています。

## ○基幹相談支援センターへの権利擁護に関する相談件数

(件)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
権利擁護に関する相談	123	139	74	110
上記のうち成年後見制度に関する相談	6	23	7	5

資料：障がい福祉課調べ

## 基幹相談支援センターの一覧

名称	所在地
相談支援事業所 さの	佐野市堀米町3905番地4
障がい者相談支援センター みどり	佐野市浅沼町146番地5

基幹相談支援センターにおける、権利擁護に関する相談件数は、横ばいとなっています。

## ～今後の課題について～

療育手帳等を所持する障がい者が増えている状況において、相談件数は横ばいで増えていないことが課題となります。

そのため、制度の周知や利用が必要な人を的確に把握するなど、支援の充実を図る必要があると考えます。

## 第3章 基本理念及び施策体系

### 第1節 基本理念

#### 基本理念

住み慣れた地域で、安心して尊厳をもって暮らすことができるまちづくり

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、意思を決定することが難しい状態になっても、必要な権利を守り、安心して生活が送れるよう、成年後見制度の利用を促進していきます。

### 第2節 基本目標

#### 基本目標

- 1 制度の理解促進
- 2 成年後見制度の利用を必要とする人の支援

基本理念の実現に向けて、「制度の理解促進」及び「成年後見制度の利用を必要とする人の支援」を基本目標に掲げ、取り組んでいきます。

#### 1 制度の理解促進

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、判断能力の不十分な方や将来の判断能力に不安を抱く方のために、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について、幅広く周知啓発します。

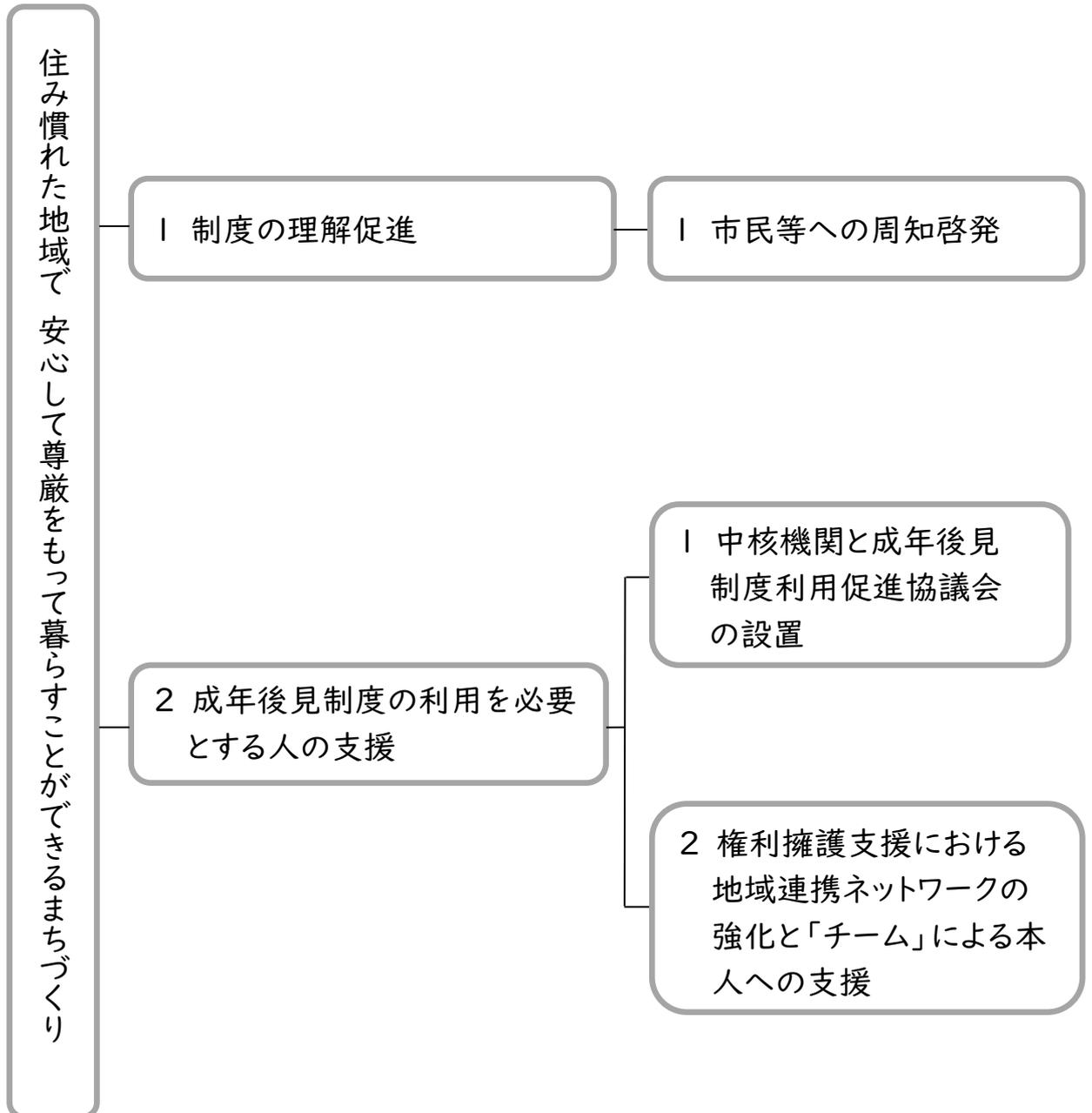
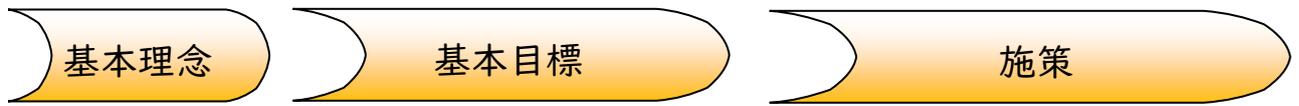
#### 2 成年後見制度の利用を必要とする人の支援

法律・福祉等の専門職団体や地域の関係団体等から「チーム」へ助言や支援をいただけるよう、成年後見制度利用促進協議会及び中核機関を設置し、地域連携ネットワークを強化します。

また、成年後見制度の利用を必要とする人を早期に発見し、「チーム」による本人への支援につなげていきます。

### 第3節 施策の体系

基本目標の実現に向けて、方向性を明らかにし、施策体系を整理します。



# 権利擁護支援における地域連携ネットワーク

## 成年後見制度利用促進協議会

弁護士会・司法書士会  
・社会福祉士会

地域包括支援センター

チーム

民間団体・  
NPO法人等

社会福祉協議会

民生委員

本人  
(認知症高齢者)  
(障がい者)      後見人等

基幹相談支援  
センター

医療・福祉  
関係団体

- ・身近な親族
- ・民生委員
- ・地域包括支援センター
- ・基幹相談支援センター
- ・介護サービス事業者
- ・障がい福祉サービス事業者
- ・ケアマネジャー
- ・相談支援専門員
- ・医療機関等

家庭裁判所

中核機関

## 権利擁護支援における地域連携ネットワーク

権利擁護支援における地域連携ネットワークとは、形にこだわらない既存の権利擁護に関するネットワークのことをいいます。

具体的には、権利擁護に関する支援を必要とする人たちと日頃から関わりを持つ機会が多い「高齢者見守りネットワーク」、「民生委員による活動」、「認知症カフェ」、「老人クラブ」、「向こう三軒両隣」などの、様々な地域のつながりのことを指しています。

## 成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度利用促進協議会とは、法律・福祉等の専門職団体や地域の関係団体等から推薦をされた代表者が委員となり、成年後見制度の理解と利用の促進を図るために協議する組織のことをいいます。

また、「チーム」に対して、各委員が持つ、法律・福祉等の専門的知識を助言し、支援します。

## チーム

「チーム」とは、身近な親族、民生委員、地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどが、日常的に本人を見守り、生活状況や権利擁護支援における地域連携ネットワークの情報から、本人が望んでいるであろう生活環境を推察し、財産管理や身上保護<sup>(※)</sup>の支援をするために集まった人たちのことをいいます。

※ 身上保護とは、成年後見制度の利用者が安心して生活が送れるよう、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと。

## 中核機関

中核機関とは、権利擁護支援における地域連携ネットワークの調整役を担い、成年後見制度利用促進協議会の事務局を担当する機関のことをいいます。

また、「チーム」が成年後見制度利用促進協議会からの専門的助言を受けることができるよう連携を図るとともに、成年後見制度に関する周知啓発も行います。

## 第4章 施策の内容

### 第1節 制度の理解促進

#### ～市民等への周知啓発について～

##### 主な取組

##### 市民への周知啓発

市民への周知啓発については、パンフレットやホームページの活用に加え、講演会等を通じて、地域の関係団体等の要望に応じて成年後見制度の説明を拡充します。

また、講演会等においては、実際の成年後見制度の利用者及び成年後見人等の生の声を聴いてもらう機会を設けることなど、画一的な制度説明にとどまらない、より市民に身近な制度として理解されるよう取組を検討し、段階的に進めます。

##### 専門職等への周知啓発

成年後見制度の利用を促進するためには、日常的に支援を必要とする人に接する機会の多い関係者の意識を高めることが必要です。法律・福祉等の専門職団体や地域の関係団体等に、適切な権利擁護の支援に結び付けるための研修等を実施します。

また、「チーム」をサポートする成年後見制度利用促進協議会に属する団体に対しても、成年後見制度の理解を効果的に進めるため、認知症サポーター養成講座(※)と連携した研修も実施します。

※ 認知症サポーター養成講座とは、認知症について、正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者を養成する講座のこと。

(人)

成果指標	実績		目標	
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
講演会等の参加者数	0	0	50	70

## 第2節 成年後見制度の利用を必要とする人の支援

### ～中核機関と成年後見制度利用促進協議会の設置について～

主な取組	
中核機関の設置	
<p>中核機関を、本市(いきいき高齢課)に設置します。</p> <p>「高齢者の見守りネットワーク」や「民生委員による活動」、「向こう三軒両隣」、「認知症カフェ」、「老人クラブ」などの権利擁護支援における地域連携ネットワークに属するネットワークは、それぞれ個別に独立しており、横断的な連携が難しいことから、中核機関は、権利擁護支援における地域連携ネットワーク同士をつなぐ、調整役を務めます。</p> <p>また、中核機関は、成年後見制度利用促進協議会の事務局を務めます。</p> <p>さらに、成年後見制度利用促進基本計画の制度設計や、その実現に向けた進行管理も行い、制度の理解と利用の促進を図るうえで、重要な役割を果たす機関となります。</p>	
成年後見制度利用促進協議会の設置	
<p>成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度の理解と利用の促進を図るため、地域全体の課題を継続的に検討、協議します。</p> <p>成年後見制度利用促進協議会を構成する委員は、「弁護士会」や「民間団体」、「民生委員」、「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「社会福祉協議会」などの、法律・福祉等の専門職団体や地域の関係団体等から選出します。</p> <p>また、成年後見制度利用促進協議会の各委員は、個々の「チーム」に対して、専門的な知識から助言し、支援を行います。</p>	

成果指標	実績		目標	
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用促進協議会の設置	—	—	設置	→
中核機関の設置	—	—	設置	→

～権利擁護支援における地域連携ネットワークの強化と「チーム」による本人への支援について～

主な取組
<p>権利擁護支援における地域連携ネットワークの強化</p> <p>成年後見制度利用促進協議会を構成する団体等は、それぞれ、研修会等に参加し、成年後見制度に対する知識を深めます。</p> <p>成年後見制度利用促進協議会の中で意識と知識を深めると同時に、成年後見制度利用促進協議会に参画する各団体やその団体に関わるネットワーク同士が連絡を取り合える関係を作り、日頃の活動等から得られる情報を交換し合うことで、権利擁護支援における地域連携ネットワークを強化し、支援を要する人の早期発見につなげます。</p>
<p>「チーム」による本人への支援</p> <p>権利擁護支援における地域連携ネットワークの中で、支援を必要とする人を、直接支えるのは「チーム」です。</p> <p>「チーム」は、日常的に本人を見守り、生活状況や権利擁護支援における地域連携ネットワークの情報から、本人が望んでいるであろう生活環境を推察し、財産管理や身上保護の支援を行います。</p> <p>また、必要があれば成年後見人等を選任するための助言をし、成年後見制度の利用開始後は、新たに成年後見人等が「チーム」に加わり、支援を続けます。</p>

(件)

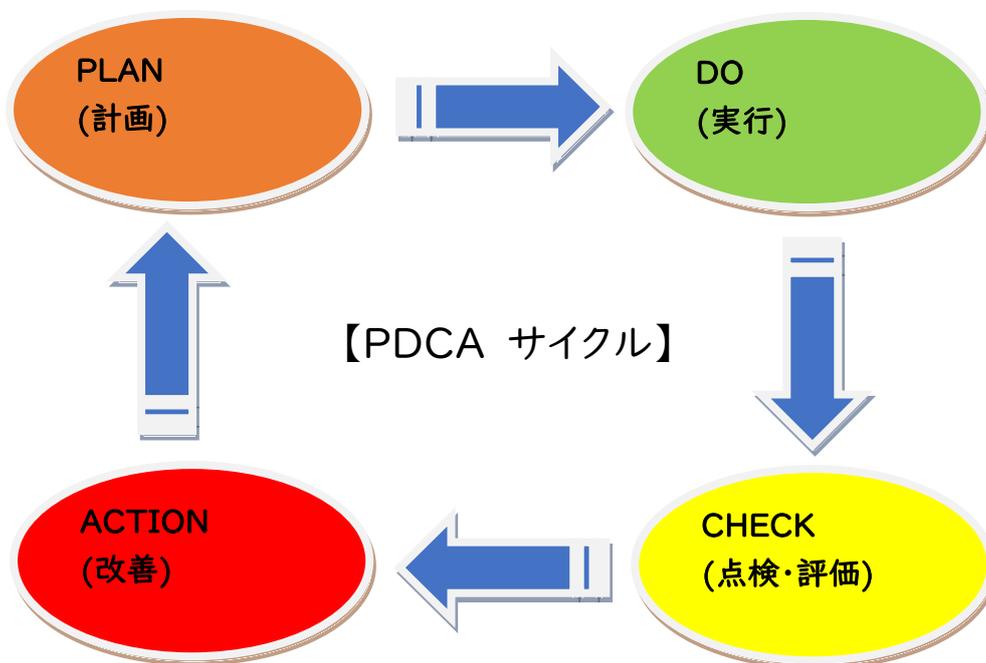
成果指標	実績		目標	
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域包括支援センターにおける成年後見制度に関する相談件数(高齢者)	62	135	160	220
基幹相談支援センターにおける成年後見制度に関する相談件数(障がい者)	7	5	15	20

## 第5章 評価及び進行管理

本市は本計画をPDCAサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

佐野市成年後見制度利用促進協議会と連携・調整を図り、施策全体の進捗状況を点検・評価し、その結果を踏まえ、定期的に計画の見直し等を行います。

また、ホームページを通して計画の実施状況や達成状況を公表し、本計画に対する市民の理解を深めるよう努めます。



## 資料編

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律

#### 目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本方針(第十一条)

第三章 成年後見制度利用促進基本計画(第十二条)

第四章 成年後見制度利用促進会議(第十三条)

第五章 地方公共団体の講ずる措置(第十四条・第十五条)

#### 附則

##### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

#### (基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本

理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## 第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補

- 助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの

整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

### 第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

### 第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

## 第五章 地方公共団体の講ずる措置

### (市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### (都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

## 附 則(抄)

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[本文に係る部分は、平成二八年五月政令二一四号により、平成二八・五・一三から施行。ただし書に係る部分は、平成三〇年三月政令七四号により、平成三〇・四・一から施行]

### (検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

## 佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)

第14条第1項に規定により佐野市成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の素案の作成に関すること。
- (2) 佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会設置要綱第1条に規定する佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会からの計画の素案に対する意見を検討し、原案を作成すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要があると認める事務

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は健康医療部長を、副委員長はいきいき高齢課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康医療部いきいき高齢課において処理する。

### (その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

役職名	職名	備考
委員長	健康医療部長	
副委員長	いきいき高齢課長	
委員	市民生活課長	
委員	社会福祉課長	
委員	障がい福祉課長	
委員	介護保険課長	
委員	健康増進課長	

## 佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)

第14条第1項の規定により策定する佐野市成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)について、その素案に関し意見を聴くため、佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱第1条に規定する佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員(以下「委員会」という。)が作成する計画の素案に関し意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事務

### (組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保健、医療又は福祉に関係する団体(障がい者関係団体を除く。)に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

(3) 障がい者関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号の掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画が策定される日までとする。

2 市長は、前条第2項第2号及び第3号の規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康医療部いきいき高齢課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

No.	選出区分	所属団体名	氏名	備考
1	学識経験者	栃木県弁護士会	山田 実	
2	学識経験者	栃木県司法書士会	古田 剛康	
3	保健、医療 又は福祉団体	栃木県社会福祉士会	永島 徹	会長
4	保健、医療 又は福祉団体	佐野市医師会	塚原 敏正	
5	保健、医療 又は福祉団体	佐野市在宅介護家族の会	前橋 美那子	
6	保健、医療 又は福祉団体	佐野市ケアマネジャー連絡会	清水 康男	
7	保健、医療 又は福祉団体	佐野市民生委員・児童委員 協議会	藤掛 賢治	
8	保健、医療 又は福祉団体	佐野市社会福祉協議会	池沢 隆夫	副会長
9	保健、医療 又は福祉団体	佐野市地域包括支援センター	福田 史代	
10	障がい者 関係団体	佐野市手をつなぐ育成会	小幡 玲子	
11	障がい者 関係団体	佐野精神保健福祉会	荒井 幸吉	
12	行政機関	栃木県安足健康福祉センター	片柳 誠	

委嘱期間:令和3(2021)年9月17日から令和4(2022)年3月31日まで

オブザーバー

宇都宮家庭裁判所

## 佐野市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の成年後見制度の利用の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審判請求の対象者)

第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定により市長が審判の請求をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

#### (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 市の区域内に住所を有する認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者(知的障がい者又は精神障がい者にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第2条から第4条までの規定により市が介護給付費等の支給決定を行った市の区域外に住所を有する者を含む。次号アにおいて同じ。)

イ 福祉サービスの利用、財産の管理等日常生活において支援の必要がある者

ウ ニ親等以内の親族がない者又はそれらの者の所在が不明である者

#### (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 市の区域内に住所を有する認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者

イ 福祉サービスの利用、財産の管理等日常生活において支援の必要がある者

ウ ニ親等以内の親族(ニ親等以内の親族の所在が不明である者を除く。)が次に掲げる要件のいずれかに該当する者

(ア) 民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求(以下「審判の請求」という。)をしない旨を市長に申し立てていること。

(イ) 虐待その他の理由により審判の請求の見込みがないこと。

2 市長は、あらかじめ、前項の規定に該当する者かどうかを判断するため、本人と面談を行うとともに、次に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 生活の状況及び健康の状態
- (2) 財産の状況
- (3) 配偶者及び二親等内の親族の有無及び関係
- (4) 家族等からの虐待又は無視の事実の有無
- (5) 親族との財産争議の有無
- (6) 親族に代わって市長が後見等開始の審判の請求をするべき事由の有無  
(審判請求の費用負担)

第3条 審判の請求に要する費用(以下「審判請求費用」という。)は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により市が負担する。

2 市長は、前条第1項に規定する審判の請求の対象となる者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に行うものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、審判請求費用の全部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者  
(成年後見人等の報酬の助成)

第4条 市長は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬について助成することができる。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、成年後見人等の報酬の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

2 前項の規定による助成の額は、予算の範囲内において、成年被後見人等が在宅の場合は月額2万8千円を、施設入所の場合は月額1万8千円を限度とする。ただし、前項の報酬の額が限度額を下回るときは、当該報酬の額とする。  
(助成の申請)

第5条 前条第1項の規定による助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬助成申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 収入及び支出の状況を証する書類又はその写し
- (2) 最新の財産目録の写し
- (3) 成年後見人等に対する報酬付与の審判決定書又はその写し
- (4) 成年後見、保佐又は補助に係る登記事項証明書又はその写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の申請書は、家庭裁判所による成年後見人等に対する報酬付与の審判の決定のあった日から2月以内に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、助成することと決定したときは成年後見人等報酬助成決定通知書(別記様式第2号)により、助成しないことと決定したときは成年後見人等報酬助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

(助成の請求)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、成年後見人等報酬助成金交付請求書(別記様式第4号)に前条の助成決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(助成の決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により助成の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、助成金が交付されているときは、当該決定を受けた者に対し、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日告示第72号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第90号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条の規定は、この告示の日以後に市長が行う審判の請求について適用し、同日前に市長が行った審判の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月12日告示第36号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年7月16日告示第159号)

この告示は、告示の日から施行する。

## 計画の策定経過

期日	実施項目	主な内容
令和3(2021)年 8月11日	第1回 策定委員会	・佐野市成年後見制度利用促進基本計画の概要について ・佐野市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について
9月2日	第2回 策定委員会	・佐野市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について
9月17日	第1回 策定懇談会	・策定懇談会の会長及び副会長の選任について ・佐野市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について
10月15日	第3回 策定委員会	・佐野市成年後見制度利用促進基本計画(案)について
12月17日		佐野市議会 議員全員協議会に報告
令和4(2022)年 1月4日~2月4日	パブリック・コメント	市ホームページ、各庁舎で縦覧

※策定委員会:佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会

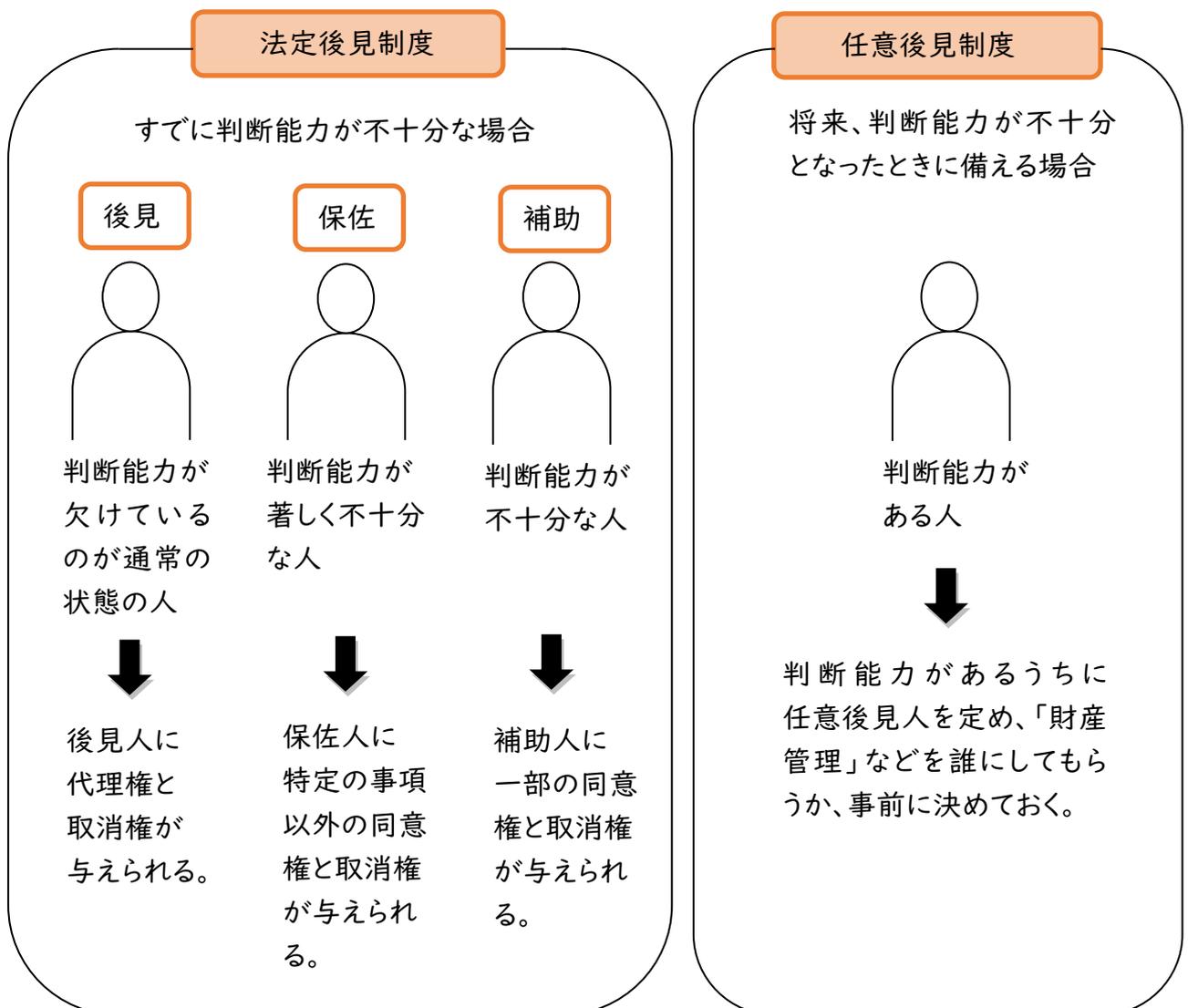
策定懇談会:佐野市成年後見制度利用促進基本計画策定懇談会

※策定委員会及び策定懇談会は、新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催とした。期日については、開催通知の発送日

## 主な用語解説

### ○成年後見制度

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。



## ○法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれています。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が、本人の利益を考えながら、代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自分で法律行為をするときに同意する）、取消権（本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す）を行使することによって、本人を保護・支援するものです。

### ◇法定後見制度の概要◇

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など市町村長（※1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為（※2）（※3）（※4）	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（※1）（※2）（※4）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（※2）（※3）（※4）	同上（※2）（※4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（※1）	同左（※1）

※1本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

※2民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

※3家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

※4日常生活に関する行為は除かれます。

### ○任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力のあるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結びます。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。

### ○市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たず社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識・経験を持つ後見人等。成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく、紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。

市民後見人が担当する案件については、難易度の低い案件、例えば「日常的な金銭管理や安定的な身上保護が中心であること、紛争性がないこと、必ずしも専門性が要求されないこと」が一般的に想定されています。

### ○法人後見人

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力の不十分な人の保護・支援を行うこと。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行うので、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができます。

### ○市長申し立て

親族等による後見開始の審判の申し立てが期待できない高齢者や障がい者については、老人福祉法などにより、市長が申し立てを行うことができます。

本市は、「佐野市成年後見制度利用支援事業実施要綱」により、市長が申し立てを行う場合の手続等を定めるとともに、審判の請求に伴う費用の負担に関し必要な事項を定め、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

## 佐野市成年後見制度利用促進基本計画

令和4（2022）年3月

発行 佐野市

編集 佐野市健康医療部いきいき高齢課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3021

F A X 0283-21-3254

E-mail [ikiikikourei@city.sano.lg.jp](mailto:ikiikikourei@city.sano.lg.jp)

U R L <https://www.city.sano.lg.jp>